

羽曳野市立高鷺北小学校いじめ防止基本方針

羽曳野市立高鷺北小学校

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本方針（理念）

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって組織的に対応していかなければならない。

教職員は、いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであるということ認識し、加害・被害という二者関係だけではなく、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成することに取り組む必要がある。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢を持ち、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分理解できるよう指導を行う。それとともに、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることを大切にするすることで、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成する。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。さらに、全教職員は、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められていることを認識し、するどい人権感覚を持つために研鑽に努めなければならない。

また、いじめは学校の場合だけで解決できる問題ではないことを認識し、家庭・地域との連携を軸にした取り組みを行うことで、地域の中から事象の発生・深刻化を防いでいくことが必要である。

高鷺北小学校は、学校・家庭・地域が一体となり、児童の安全が確保され、安心して通い、学ぶ喜びと夢にあふれた学校を作り上げ、「生命と人権を尊重し、他者を思いやる心豊かな子」を育成するために、いじめ防止基本方針をここに定める。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3. いじめ防止等の対策のための組織

①組織名：いじめ・不登校対策委員会

②構成員

校長・教頭・首席・各学年主任・生活指導担当・人権部担当・養護教諭
・当該児童担任、学年担任 ・支援学級担任
・スクールカウンセラー

③役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し